

平成19年3月8日（木）

於・都道府県会館 402号

水産政策審議会 第30回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会・第30回資源管理分科会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成19年3月8日 午後2時15分

閉会 平成19年3月8日 午後3時22分

2. 出席した委員の氏名

委員 櫻本 和美 福島 哲男 三鬼 楠好 宮原 邦之

特別委員 市山 亮悦 伊藤 裕康 今村 博展 蟹 忠男

中田 邦彦 本川 廣義 保田 綱男 山田 邦雄

吉岡 修一 來田 仁成

3. 水産庁側出席者

中前次長 竹谷漁政部長 山下資源管理部長 坂井企画課長 香川管理課長
國府資源管理推進室長 宮原沿岸沖合課長 中田遊漁・海面利用室長 成
子遠洋課長 長谷川国際課長 小田巻漁場資源課長 田辺栽培養殖課長

4. 諮問事項

諮問第117号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の
規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第118号 海洋水産資源開発促進法に基づく海洋水産資源の開発及び
利用の合理化を図るための基本方針の策定について

諮問第119号 漁業法第58条第1項の規定に基づく公示について

諮問第120号 漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の
公示について

諮問第121号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し
網漁業（太平洋の海域）の公示について

諮問第122号 平成19年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持
のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき
人工ふ化放流に関する計画について

5. 議 事

別紙のとおり

6. 議決の数

出席者全員賛成

7. 答 申

別紙のとおり

目 次

1. 開会	1
1. 議事	
(諮問事項)	
第117号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について	2
第118号 海洋水産資源開発促進法に基づく海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の策定について	6
第119号 漁業法第58条第1項の規定に基づく公示について	9
第120号 漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について	20
第121号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（太平洋の海域）の公示について	21
第122号 平成19年度の遡河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について	23
(報告事項)	
第1種特定海洋生物資源の採捕数量について	
第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量について	25
1. 閉会	26

答 申 書

18水審第53号
平成19年3月8日

農林水産大臣 松岡 利勝 殿

水産政策審議会

会 長 小 野 征 一 郎

平成19年3月8日に開催された水産政策審議会第30回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第117号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づき基本計画の検討等について

諮問第118号 海洋水産資源開発促進法に基づき海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の策定について

諮問第119号 漁業法第58条第1項の規定に基づき公示について

諮問第120号 漁業法第58条第1項の規定に基づき遠洋底びき網漁業の公示について

諮問第121号 漁業法第58条第1項の規定に基づき中型さけ・ます流し網漁業（太平洋の海域）の公示について

諮問第122号 平成19年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のため
に独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放
流に関する計画について

開 会

○香川管理課長 ただいまから第30回資源管理分科会を開催いたします。

まず委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は、委員7名中4名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立をしております。

なお、特別委員は、14名中9名の方が出席されています。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、まず資料の確認をさせていただきます。

資料につきましては、お手元に封筒の中に配付されていると思いますが、議事次第、その次に資料一覧、そのあと資料1、分科会委員。

資料2、海洋生物資源の基本計画の検討、これは諮問です。それから、2-1が横長の配分総括表、2-2がカラーのグラフでございます。

資料3、これは海洋水産資源開発基本方針の策定の諮問でございます。3-1が新旧対照表でございます。3-2が海洋開発基本方針専門委員会の委員構成、3-3が基本方針の概要。

それから、参考資料がございます。基本方針策定について参照条文。

それから、資料4、漁業法第58条第1項の規定に基づく公示について、諮問でございます。それから、次に資料4-1、大分めくっていただきまして一斉更新関係の審議経過、4-2、指定漁業の許可等の一斉更新についての処理方針。

それから、資料5でございます。漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示の諮問でございます。

その次に、資料6といたしまして、同じく中型さけ・ます流し網漁業の公示でございます。これも諮問でございます。

それから、資料7、これは遡河魚類のうち、さけ・ますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合センターが実施すべきふ化放流に関する計画、これも諮問でございます。

資料 8、これは数字の表でございますが、第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量。

それから、資料 9 といたしまして、第 2 種特定海洋生物資源に係る漁獲努力量でございます。

資料は以上のとおりでございます。不足等ございましたら事務局の方にお申しつけいただければ幸いです。

なお、事前に資料をお届けしておりますが、若干修正されたところもございますので、会議では、今回配付の資料をごらんいただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日は、山下分科会長が都合により欠席されておりますので、櫻本分科会会長代理が議長を務められます。

それでは、櫻本分科会会長代理、よろしくお願いいたします。

○櫻本分科会会長代理 本日は、諮問事項が 6 つと多いですが、よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、議事に入りたいと思います。

議 事

(諮問事項)

諮問第 117 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について

○櫻本分科会会長代理 まず諮問事項第 117 号の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について御説明をお願いします。

○香川管理課長 管理課長の香川でございます。

諮問第 117 号、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について御説明をいたします。

お手元の資料 2 が諮問内容でございます。

まず諮問文を朗読させていただきます。資料 2 でございます。

1 8 水管第 3 7 4 0 号

平成 1 9 年 3 月 8 日

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 松岡 利勝

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第117号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成18年11月10日公表。以下「基本計画」という。）に別紙のとおり変更の検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画の一部を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

というものでございます。

本諮問では、平成18年漁期のまさば及びごまさばTACの留保分の追加配分。

2点目につきましては、平成18年漁期のずわいがにTACの留保分の追加配分の2点について御審議いただくものでございます。

まずさばの18年TACの留保分の追加配分でございます。これについて御説明をいたします。

基本計画の記載内容といたしましては、資料2の2ページ目以降の別紙でございますが、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画変更新旧対照表の関係箇所ということになります。具体的には資料2-1の表で御説明をしたいと思います。

資料2-1の平成18年漁獲可能量の配分総括表（案）中段にまさば及びごまさばの漁獲可能量と、そのうちの大臣管理漁業のTACを記載しております。

大臣管理漁業につきましては、2月の資源管理分科会におきまして、留保枠から全数量の追加配分を行っておりますので、今回、追加配分はございません。

1枚めくっていただきますと、知事管理漁業の配分表がございます。

今回は、漁場の形成が良好であった島根県、宮崎県、鹿児島県に対し、留保枠からの追加配分を行うものでございます。

資料2-2をごらんください。

資料2-2は、さばの漁獲量の累計のグラフでございます。

これをごらんいただきますと、左上に島根県がございます。島根県におきましては、昨年10月以降、急激に漁獲量が増加しております。さらに本年1月には6,300トンというまとまった漁獲があり、2月中旬現在においても2,000トンを超える漁獲など漁場の形成状況が良好であるために追加配分の要望がなされました。主な漁獲はまさばでございます。

また、右側に宮崎県、それから、左の下に鹿児島県がございます。

宮崎、鹿児島におきましても、2月以降に漁獲が増加状況にあり、本年においても豊度の高い2004年級群のごまさばを主体とした良好な漁場形成がなされております。

これに伴う漁獲量の増加があるために追加配分要望がなされたところであります。

これにより、島根県は8,000トン増加の2万1,000トン、これは先ほどの都道府県に関する配分表をごらんいただきたいと思いますが、島根県は8,000トン増加の2万1,000トン、宮崎県は6,000トン増加の1万6,000トン、鹿児島県は1,000トンの増加で2万6,000トンのTACとなります。

次にずわいがに18年TACの留保分の追加配分についてでございます。

先ほどの1枚目の総括表、横長の表でございますが、ごらんください。一番下がずわいがにであります。

大臣管理漁業であります沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業の海域ごとのTAC数量を記載をしております。

今回、西部日本海の数量につきまして、留保枠から大臣管理漁業及び知事管理漁業のうち、一部の県に追加配分をするものでございます。

3ページ目の日本の地図をごらんください。3ページ目に日本の地図があると思います。

18年のずわいがにのTACは、ごらんのように、A、B、C、D、E、5つの海域に配分されております。A海区は西部日本海でございます。それから、B海区、北部日本海でございますが、それぞれ大臣管理漁業と都道府県知事管理漁業との間でTACの融通を図るため、それぞれの海域のTACの7%を留保枠として設けております。これは関係漁業者の合意によって措置されているものでございまして、毎年、漁期が終盤を迎える2月の

この時期に漁獲状況を見ながら、都道府県、大臣管理漁業団体の関係者が協議をして取り扱いを決めているものでございます。

本年も西部日本海、すなわちA海区におきましては、2月16日に協議会を開催し、留保枠の取り扱いにつきまして、関係者間で大臣管理分及び富山県及び石川県に追加することが了承されたことから、今回のTAC配分の変更を行うものでございます。

本海域における留保枠の取り扱いの合意の内容といたしましては、大臣管理漁業及び知事管理漁業の双方が当初TACに対する消化率が90%を超えたときには、知事管理漁業に優先して配分するということになっておりまして、本漁期におきましては、TACの消化状況がまさしくこの状況にあてはまっております。

このため、この合意事項に従いまして、本海域5,500トンのTACのうち、先ほど申し上げました7%相当の385トンの留保枠につきまして、まず追加希望のありました富山県に要望どおりの10トンを追加配分し、45トンに、石川県に要望どおりの20トンを配分し、410トンに、知事管理漁業に優先配分した残り355トンを実管理漁業であります沖合底びき網漁業に追加し、4,168トンと4,523トンというふうを増やすものでございます。

一方、北部日本海、B海区におきましては、290トンのうち7%相当の20トンを実管理枠として設定をいたしております。

今回、本海域におきましては大臣管理漁業からの追加配分の要望はありませんでした。

知事管理漁業におきましては、山形県からの追加の配分要望がなされました。本海域における知事管理漁業関係県は、山形県以外では秋田県、新潟県と少ないということもありまして、協議会が開催されず、それぞれ文章で関係者に照会をいたしました。その結果、山形県への追加配分について了承されたものでございます。

この結果に基づきまして、今回、B海区におきましては、大臣管理漁業については変更がなく、知事管理漁業のうち、山形県につきましては要望どおりの6トンを追加し、29トンとするものでございます。

それぞれ各県への追加につきましては、資料2-1の都道府県に関する配分表の方に修正箇所を記載しているところでございます。

諮問第117号に関わる説明は以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○櫻本分科会会長代理 ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問ございますでしょうか。

それでは、質問がないようですので、諮問第117号につきましては、原案どおりということにさせていただきますと思います。

諮問第118号 海洋水産資源開発促進法に基づく海洋水産資源の開発及び利用の
合理化を図るための基本方針の策定について

○櫻本分科会会長代理 続きまして諮問第118号の海洋水産資源開発促進法に基づく海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の策定についてですが、本件につきましては、昨年7月に開催いたしました第26回の資源管理分科会におきまして、海洋水産資源開発基本方針専門委員会を設置して検討するとしておりましたので、分科会長より、その取りまとめについて仰せつかっておりました私から審議経過等について御報告させていただきます。

海洋水産資源開発基本方針専門委員会の審議経過ですが、本専門委員会は、昨年11月10日、12月12日と本年2月9日の計3回開催し、以下に述べます4項目について新たな基本方針の策定について審議いたしました。

まず1点目ですが、沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項。

第2点目は、海洋の新漁場における漁業生産の企業化の促進に関する事項。

第3点目は、海洋水産資源の自主的な管理の促進に関する事項。

第4点目は、海洋の漁場における新漁場生産方式の企業化の促進に関する事項の4点あります。

第1回目の委員会では、現行基本方針の検証等を踏まえた上で、新たな基本方針をどのように取りまとめるかについて意見交換を行いました。

第2回目の委員会では、水産物の需要及び生産の動向を踏まえた新たな基本方針策定のポイントについて議論を行いました。

第3回目の委員会では、これまでの委員会での意見を踏まえ、新たに作成された基本方針（案）について検討を行い、本日、提出いたしました案文を取りまとめたものでございます。

当専門委員会におきましては、各委員から積極的に意見が出されました。

主な変更点ですが、まず将来的な増養殖事業の動向を踏まえ、増養殖を推進することが適当な水産動植物の種類につき精査を行いました。

また、対象種の記載等につき、より明確化を図りました。

増養殖の推進や、新漁場における企業化の推進に関する留意事項については、記載事項が総花的であったことから、今日的課題も踏まえ、項目を整理し、特に重要なことに絞ったメリハリのある記述といたしました。

新漁場生産方式の企業化にあたっては、特定の漁業種類のみを促進するのではなく、その可能性のある漁業については、広くその対象としたことに加え、漁業を取り巻く状況を加味した記述といたしました。

全体の構成におきましても、まえがきに相当します前文を加える等を行いまして、基本方針としてよりわかりやすい記述を心がけました。

以上のように、その内容、表記に関しまして、各委員からの意見を参考にしまして、時宜に合った変更を加えたものとなっております。

また、特に漁業生産の増大の目標につきましては、目標年度を平成29年度といたしまして、増養殖におけるものは増養殖のための場づくりである漁場造成、さけ・ますを含む放流事業の推進、養殖業の振興などの措置を講ずることにより、魚介類が19万トン、海藻類が2万トン、合計で21万トンの増大を図ることを目標として掲げました。

また、新漁場の企業化による漁業生産の増大目標については、新漁場の予定海域として5漁業種、遠洋底びき網漁業、まき網漁業、かつお釣り漁業、まぐろはえ縄漁業、いか釣り漁業において、合計21海域を定めることで7万トンの増大としたところであります。

以上、簡単でございますが、水産資源開発基本方針専門委員会の審議経過についての御報告とさせていただきます。

続きまして海洋水産資源開発促進法に基づく海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の策定について説明をお願いいたします。

○坂井企画課長 企画課長でございます。

それでは、資料3をごらんいただきまして、まず諮問文を朗読いたします。

18水漁第2594号

平成19年3月8日

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

海洋水産資源開発促進法に基づく海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の策定について（諮問第118号）

海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第3条第1項の規定に基づき、平成29年度を目標年度とする海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針を別添案のとおり定めたいので、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

先ほど委員長から内容について御説明がありましたので、資料3-1に基づきまして、新旧対照表で変更部分について簡潔に説明させていただきたいと思っております。

まず資料3-1、1ページでございますが、海洋水産資源開発利用基本方針、この趣旨につきまして、これまで明確に書いてございませんでしたので、その趣旨につきまして、まえがきで明確に記述をしております。

1ページめぐりまして2のところでございますように、この基本方針につきましては、水産基本計画と密接に関係していることから、同計画と同じく10年程度を見通し、目標年度を平成29年度として定めている。こういった点についても明確に記述をさせていただいております。

また、第1につきまして、増殖または養殖を推進することが適当な水産動植物の種類を掲げているところがございますが、別表に掲げるということで本文について読みやすくしたところがございます。

また、2、3につきましては、それぞれ新たな増大の目標、また、増養殖が適当な水産動植物、追加なり、削除に基づいて変更を行っております。

次に4ページ以降でございますけれども、増養殖を推進することが適切な水産動植物の漁業生産の増大等にあたっての実施する事項でございますが、ここではこれまでの基本方針の内容を再整理をいたしまして、大きく漁場整備の推進、栽培漁業の推進、養殖の振興ということで、この3つに分けまして、わかりやすくなおかつ具体的な項目として整理をさせていただいております。

次に7ページ以降、第2の新漁場における漁業生産の企業化でございますが、ここでは

新漁場の予定海域に加えて、主な対象魚種、これもわかりやすさということもありますので、主な対象魚種についても具体的に記入をしているところでございます。8ページも同様でございます。

また、9ページの企業化にあたって留意する事項につきましても、これまで6項目でございましたが、これを大きく3つに整理をし直しまして、明確化を図ったところでございます。

第3につきましてもは特段の変更はございません。

また、第4の新漁業生産方式の企業化の促進に関する事項につきましても、留意すべき事項を明確に(1)の前、まえがきのところで記入をしております。それに基づきまして整理をしたところでございます。

最後に第5のその他の事項でございますが、漁業合弁事業について触れておるところでございますが、世界の水産物需給が逼迫することが見込まれるといったことで、最新の情勢も踏まえた書きぶりに変更をしたところでございます。

概略以上です。

○櫻本分科会会長代理 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見、御質問ございますでしょうか。

ございませんでしょうか。

それでは、諮問第118号につきましては、原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○櫻本分科会会長代理 それでは、そのように決定いたします。

諮問第119号 漁業法第58条第1項の規定に基づく公示について

○櫻本分科会会長代理 次に、諮問第119号の漁業法第58条第1項の規定に基づく公示についてですが、本件につきましては、昨年11月に開催いたしました第28回の資源管理分科会において、指定漁業の一斉更新小委員会を設置して検討をすることとしておりましたので、分科会長よりそのとりまとめについて仰せつかっておりました私の方から、審議経過について御報告させていただきます。

一斉更新小委員会での審議経過についてですが、これにつきましては、資料4-1を用意しましたので、これをごらんいただきながら、小委員会での審議経過について要点を御

説明いたします。

指定漁業の許可等の一斉更新についての処理方針につきましては、昨年の11月10日、本年の2月1日、3月2日の計3回にわたり審議を行ってまいりました。

第1回目の小委員会においては、指定漁業の主要対象資源の現状と見通しを踏まえた上で、一斉更新に臨むにあたっての基本的な考え方と公示隻数の設定や、諸規制の見直しなど主要な検討事項に関し意見交換を行いました。

また、その際、特に乗組員の労働居住環境の改善について、指定漁業に用いる漁船に適用される設備基準を変更することで、その改善を進めたいとして、同基準の変更を検討する作業部会を委員会の下に設置し、議論していただくことといたしました。

第2回目の小委員会では、主要検討事項について、指定漁業全般に関係する事項と、個別の漁業種類に関係する事項に分け、おのおのの内容につき、意見交換を行い、より具体的な方向性について議論を深めてまいりました。

第3回目の小委員会では、これまでの委員会での意見を踏まえ、漁船設備基準の検討を行っていた作業部会からの報告もいただいた上で、処理方針案について検討いただき、本日提出いたしました案文を取りまとめたものでございます。

また、この第3回目の小委員会では、処理方針案に沿った場合の許可または起業の許可をすべき公示予定隻数の見込みが示されましたが、それを精査して作成したものが本日の諮問内容となっているということでございます。

以上、簡単ではございますが、一斉更新小委員会での審議の経過について御報告させていただきます。

続きまして、一斉更新小委員会で取りまとめました平成19年指定漁業の許可の一斉更新についての処理方針（案）について説明をお願いいたします。

○坂井企画課長 資料4-2をごらんいただきたいと思います。

一斉更新の処理方針でございます。

まず第1の方針でございますが、御案内のように、漁船漁業、大変厳しい状況にある。

そういった中で水産資源の適切な保存管理と持続的利用の確保に万全を期するとともに、緊急に漁船漁業の構造改革を進める必要があるといった認識が示されております。

また、水産資源の多くがいまだ低水準にある現在の状況に対応して、漁獲努力量の抑制や漁業法令違反の発生を抑止するための規律の強化を図ること。いわゆる調整問題に積極的に対応し、沿岸・沖合漁業者の共存体制を確立すること、また、資源利用のあり方につ

いて、中長期的な観点から検討していくことの必要性を述べております。

また、今回の一斉更新の実施以降におきましても、不断の姿勢で漁船漁業構造改革を推進するとともに、関連する諸規制の見直しや、関係者間の協議を継続して実施していくものとしております。

具体的な内容につきまして、まず5項目に分かれております。

1番目は2ページでございますが、資源管理のための漁獲努力量の抑制でございます。

今回、公示をする隻数につきましては、前回の一斉更新時の公示隻数から、その後に減船、廃業したものを削減をする。このようなことによって極力公示隻数の縮減に努めるものとしていたします。

2番目に漁船漁業の構造改革に資するための諸規制の見直しでございます。

漁獲物の陸揚げ港の制限の撤廃（いか釣り漁業）、漁獲物等の転載制限の緩和（遠洋かつお・まぐろ漁業）、船舶のトン数階層区分の見直し（近海かつお・まぐろ漁業）について行うこととしております。

また、（4）その他の施策といたしまして、19年度予算化されます漁船漁業構造改革総合対策を実施するにあたって、これまでの行われてきたミニ船団化など新たな漁船技術、システムの開発等の試行を継続して推進するとともに、漁獲能力の抑制を図りつつ、地域の合意を前提として構造改革を進める上で必要な規制の見直しを継続的に行うことといたします。

主な対象漁業は括弧内にあるとおりでございます。

また、イトウにございますように、漁業法の改正を今通常国会に提出すべく現在、最終的な準備をしておりますが、この制度改正の中で、指定漁業の許可等にあたって、経営状況を勘案すること、これは5年の期間のものについては平成24年の一斉更新以降の話でございますが、また、漁業生産力の発展に特に寄与すると認められる試験研究、新技術の企業化を行う漁業者に対して、資源状況を十分に勘案した上で、特例的な許可を行うことができるようにするための制度改正に取り組むこととしております。

3番目は漁業秩序の適正化でございます。

（1）にございますように、許可、認可の適格性要件の運用基準の厳格化、これも次期の一斉更新から適用いたしますが、厳格化、また（2）にございます行政処分の運用基準の厳格化、4ページにまいりまして、違反常習船に対する衛星船位測定送信機の搭載の義務化、各種規制の遵守を確保するための措置といたしまして、資源管理上必要な海域にお

けるGPSの記録保持の義務づけ、また、わかりやすいルールの確立を図るために、既存の省令、告示、許可条件等を点検をしまして、必要に応じてわかりやすく再編をすることとしております。

4点目は沿岸・沖合漁業者の協議の促進でございます。

定期的かつ必要に応じ、広域的なものは国が、地域的なものは都道府県が中心となって話し合いの場の設定、仲介等により、積極的な関与を行って問題の解決を図っていく点について明らかにしております。

5番目は乗組員の確保でございます。

先ほどもお話がありました労働居住環境の改善、また、新規就業の促進、予算的な措置を含めた対応をいたすことにしております。

また、5ページ以降に漁業種類ごとの要領が記載されております。

この方針のところで言及しなかった部分についてのみお話をさせていただきたいと思っております。

許可または起業の認可をすべき隻数につきましては、最初の方針に基づきまして、後ほど具体的な隻数についてお示ししますが、算定をしているところでございます。

6ページにいきまして、大中型まき網漁業につきましては、(2)のその他資源管理のための方策として、衛星船位測定送信機による位置報告を19年8月以降、義務づけることとしております。

また、遠洋かつお・まぐろ漁業におきましても、同様の措置を講ずることとともに、7ページの(4)アにございますような、厳正な資源管理のための措置を導入することとしております。

近海かつお・まぐろ漁業につきましても、5の(3)にございますように、衛星船位測定送信機による位置報告等を義務づけることとしております。

また、8ページでございますが、7、日本海べにずわいがに漁業につきまして、(2)にございますように、効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図る観点から、漁獲量の個別割当方式を導入すること、また、これに伴って既存の漁具数規制等を見直すことについて検討をすることとしております。

最後に9ページ、8、いか釣り漁業の(4)でございますが、操業規制ラインの見直しを行うこととしております。

以上です。

○櫻本分科会会長代理 ただいまの御説明につきまして御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、平成19年指定漁業の許可等の一斉更新についての処理方針案について了承するということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○櫻本分科会会長代理 ありがとうございます。

ではそのようにさせていただきます。

それではただいま了承されました処理方針に基づき作成された公示案である諮問第119号について説明をお願いします。

○宮原沿岸沖合課長 沿岸沖合課長でございます。

資料4をごらんください。諮問文を読み上げます。

18水漁第2691号

平成19年3月8日

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 松岡 利勝

漁業法第58条第1項の規定に基づく公示について（諮問第119号）

次に掲げる漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第1項の規定に基づく公示を別添のとおり定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

- (1) 沖合底びき網漁業
- (2) 以西底びき網漁業
- (3) 大中型まき網漁業

- (4) 遠洋かつお・まぐろ漁業
- (5) 近海かつお・まぐろ漁業
- (6) 北太平洋さんま漁業
- (7) 日本海ベにずわいがに漁業
- (8) いか釣り漁業

でございます。

では次のページから、まず沿岸・沖合関連の漁業について概略説明いたします。

なお、非常に細部にわたります案文でございますので、できるだけ簡略に御説明をさせていただきたいと思っております。特に今回の諮問文の中には、変更点といたしまして、市町村合併による名称の変更でございますとか、それから既定の省令との重複を整理した部分、あるいは規定の明確化のために文章、あるいは一貫性をよくするというこのために修文をかなり行っている部分がございますが、これらの実質的な変更に伴わない修文関係につきましては説明を省かせていただいて、実質的な変更部分について説明をさせていただきたいと思っております。

まず1ページでございます。

沖合底びき網漁業の項につきましてでございます。これはごらんのとおり公示隻数は、先ほど基本方針の中で御説明したような減少がここで公示されておりました、全体としては前回の一斉更新463隻であったものが407隻に隻数変更がされております。

それから沖合底びき網漁業につきましては、2点ほど実質的な変更点がございまして、これは37ページをごらんいただきたいと思っております。

37ページ、64という項目がございます。この項目につきましては、船体表示の義務の部分でございますが、この船体表示の船体両げん中央部分という部分が、これが前回の条件では、ブリッジの両側というふうになっておりましたのを、より明確に見えるようにするために船体の両げんという書き方に規定が変えられております。

それから、もう1つ、この64のあとに、従来の制限条件では、山口県基地の沖合底びき船について、対馬東部の操業制限として13ヶ統に限定するという条件がつけ加わっておりましたが、山口県基地の沖合底びき船が13ヶ統以下の数字に減船してなっていましたので、この操業隻数制限が削除されております。

以上が沖合底びき網漁業でございまして、次の39ページ、以西底びき網漁業につつまし

てでございます。

以西底びき網漁業につきましては、隻数の変更といたしまして、全体として60隻あったものが45隻に変わりました。これが大きな変更でございます。あとの条件については実質の変更がございませんので、説明を割愛いたします。

次に44ページをお開きください。

大中型まき網漁業についてでございます。

大中型まき網漁業についても、実質的な変更はございますが、1点でございます。もちろん隻数については222隻から207隻に減っておりますが、それ以外の実質的な変更は伊豆七島の周辺、それから奄美の周辺で調整が整ってルール化がされたという関係がございまして、その2地域についての操業規制が新たに加わっているということがございます。

具体的な部分については3カ所ございまして、56ページをお開きください。

56ページをお開きいただきますと（8）というのがございます。これが伊豆七島関連の操業規制の変更部分でございます。

それから、次の変更部分が64ページにございます。

64ページにあります（7）から（12）、ここが奄美市近辺の操業規制の追加部分でございます。

それから、最後に72ページでございますが、72ページに（4）と（5）というのがございます。これは伊豆七島周辺の漁具の規制の新たに加わった部分でございます。

以上がまき網漁業でございます。

続きまして106ページ、北太平洋さんま漁業についての公示が出てまいります。

さんまにつきましては、隻数が232隻から220隻に減っているという部分だけで、ほかに変更点はございません。説明は割愛します。

それから、109ページに移っていただきまして、（7）日本海べにずわいがに漁業についての公示がございます。

この公示につきましては、22隻から15隻に減りました。特に最近18隻で操業していた部分が北朝鮮入域船の減船という事態が今年になって行われた関係で、15隻になっております。

それから、この日本海べにずわいがに漁業に関連して新しい実質的な変更の部分というのは、先ほど基本方針でもお話がありましたとおり、個別割当制を導入検討中ということで、これで対応できるように113ページに第十項というのがございますが、ここに個別の

数量制限を加えられるよう、規定が追加されております。

以上がべにずわいがに漁業です。

次の114ページ、最後、いか釣り漁業についての御説明でございます。

いか釣り漁業につきましては、操業区域の整理、それから、もちろん減船、廃業等々で前回の公示隻数460から197へ減ってきているということでございますが、2点、実質的な規制の変更がございます。

1点目は、117ページの八の部分でございますが、基本方針でも御説明いたしましたとおり、水揚げ港の規制を撤廃いたしました。その関係上、今まで北海道周辺水域で操業する際には、水揚げ港を指定するというので、北海道周辺水域で操業するいか釣り船の船が確定できるというやり方をとってきたのですが、指定港をはずしてしまいましたので、この八項のイからニにあります水域で操業する船については、届け出をさせるということで、これまで同様に、北海道周辺海域等で操業する船を確定するという作業が入ってまいります。その点の規定ぶりが変わっているということがございます。

2点目でございますが、これはいわゆる従来の大型いか釣り漁業と中型いか釣り漁業の間であかいかの漁場の合理化を図りまして、その結果として水域規制の変更が加えられております。これが118ページのホと、119ページのへでございます。

非常にわかりづらいので、具体的には参考資料ということで、日本の地図をつけさせていただきましたが、この参考資料にありますとおり、従来の大型いか釣り漁業がホ、へ、ト、チという実線部分でありますような沖出しした禁漁区がありましたのを、若干西へ1度ずつ点が移動しております。これはあかいか釣りを合理的にさせるための漁場の拡大になります。

それから、逆に従来の中型いか釣り漁業につきましては、そこにありますとおり、金華山山頂を通る線というこの線より南での操業が禁止されておりましたが、その南の水域を、破線にありますとおり、142°線で切った東の水域を操業を開放するというので、従来の大型、中型双方についてのあかいか漁場の合理化が図られるということになりました。

その点の変更が加えられているのがいか釣り漁業でございます。

以上でございます。

○成子遠洋課長 引き続きまして遠洋課所管分につきまして御説明を差し上げます。

お手元の資料の88ページをお開けをいただきたいと思っております。

遠洋課所管分のものとしたしましては、かつお・まぐろ漁業がございます。

この中で、先ほどの大中型まき網の中に、かつお・まぐろを対象としまして太平洋中央海区、インド洋海区でそれぞれ操業をしているものがございます。これにつきまして、この制限条件の中では、地域漁業管理機関が保存管理措置の遵守の確保のために国連の公海の漁業協定の締約国である国により正当に権限の与えられた検査官が公海水域におきまして、乗船検査を適切かつ円滑に行うための制限条件を追加をいたしておるところでございます。

続きまして91ページでございます。

遠洋かつお・まぐろ漁業についての許可または起業の認可に関する公示でございます。

公示隻数、浮きはえ縄を漁業の方法とするもの530隻、釣りとするもの62隻でございます。

前回との増減でございますけれども、浮きはえ縄を漁法とするものがマイナスの33隻ということでございます。前回は563隻、今回は530隻ということでございます。

釣りにつきましては変更がございません。

続きまして大きな改正点でございますが、96ページ以降、操業区域というものを今回、設けさせていただいております。

96ページの操業区域の一から始まりまして、99ページの第八海区まで世界の海を八海区に実は分けさせていただいております。これの分け方でございますけれども、まず第一海区、これにつきましては、西太平洋、これを第一海区として考えております。

第二海区でございますが、こちらはインド洋でございます。

それから、第三から第六海区までのこの四海区、これは I C C A T で定められましたそれぞれの規制区域、これを準用をいたしたいと考えております。

そして第七海区でございますが、これは東太平洋域でございます。

なお、南極海、北極海、これをその他の第八海区という形にさせていただきたいということでございます。

この操業区域を分割します考え方でございますけれども、御案内のとおり、国際管理機関がかつお・まぐろ類については資源管理をしていくということが大きな流れとなっております。したがって、それぞれの国際管理機関が定めました制限条件なり、規制等々について、それらを担保していくために海区を区分をしていきたいというのがまず1点でございます。

また、非常に重大な違反をした船につきましては、その違反を行った海区を取り消すというようなことで対応していきたいということもございまして、今回、操業区域を8つに分けさせていただきたいということでございます。

以上が遠洋かつお・まぐろ漁業の大きな変更点でございます。

続きまして100ページ目をお開けいただきまして、近海かつお・まぐろ漁業についての公示隻数でございます。

近海かつお・まぐろは、前回と比べまして79隻の減となっております。今回の公示隻数は464隻とさせていただきたいということでございます。

近海の大きな点でございますが、102ページをお開けいただけますと、トン数のところで10トン以上60トン未満ということが出てまいります。また、10トン以上20トン未満という数字が出てまいります。今回、非常に多岐にわたっておりました操業区域を、新近海、新小型ということで、海区も2つに整理、統合しようということで整理・統合をさせていただきました。併せまして、トン数につきましては、漁業者の皆様から御要望の高い省コストのための19トン船への移行、これを可能にするために、従来20トンを超えていた10トン以上ということに引き下げをさせていただきたいということでございます。

以上が主な変更点でございます。

以上でございます。

○櫻本分科会会長代理 それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

○伊藤特別委員 先ほどの御説明を伺ったのですが、個別割当については宮原課長から言及があったのですが、これはずわいがにでしたか。あの点、もう一度伺いたいのですが。そしてそれが個別割当に移行できることを含めて、これを書いたということなんでございますが、ほかの漁業については、そういうことはないのでしょうか。その点、伺いたいんですが。

○宮原沿岸沖合課長 繰り返しになりますが、113ページにございます第十項というところがございます。これは個々の個別のべにずわいがに漁業の許可を受ける船について個別にそれぞれの獲っている漁獲量の上限を定めることができる手当の規定でございます。

御案内のとおり、べにずわいがに漁業が今、まさにこの新たな規制を入れてみようということで取り組みをかなり現実化させるべく検討を進めておりますので、直ちに手当をしたということですが、今後、ほかの漁業についても同様のことをぜひやろうとい

うことになってまいりますれば、そのようにあるいは許可の制限条件でやるか、あるいはほかの手当でもできるとは思いますけれども、それぞれの適当な手当を取って、個別の割当というものをセットできるものというふうに理解しております。

○櫻本分科会会長代理 伊藤委員、よろしいでしょうか。

○伊藤特別委員 午前中の施策部会の中には、19年度の方針の中で、個別割当をいろいろ検討していく。採用を検討するというふうに書いてあったのでございますが、そうしますと、とりあえず今年度においてこれを具体化するの、このずわいがにだけ、こういうことでもございましょうか。

○宮原沿岸沖合課長 はい、べにずわい。

○香川管理課長 すみません、ずわいがにではなくて、べにずわいかご漁業、その点、ちょっと……。

○伊藤特別委員 これ1つだけでございますか。今、考えてないということですか。

○香川管理課長 具体案が出ているのはこの1つだけという意味です。ほか考えてないというわけではないのですけれども、具体的に出ているのはこの1つだけということです。

○伊藤特別委員 今後、それを変更する可能性はあるということですか。

○竹谷漁政部長 検討するというのは、これはまだ基本計画の案の段階、きょう、御答申いただきましたけれども、検討する。それは効果と問題点と両方踏まえて検討するということです。

基本計画ですから、今後、10年間、見通してですけれども、主に5年間の予定ということでもありますので、その期間の中でしっかり検討していきたいということがまずございます。大枠として。

次に施策編、きょうの午前中の審議会で御議論いただいた、これも案の段階でございませぬけれども、早速19年度から検討を始めるんだということを明確にしたという部分がございませぬ。

ですから、検討が始まるということ、あそこは触れていて、19年中に成果を得られるかどうかまではまだそこははっきりしてないわけです。施策編においては、さらに今の隻数の話の中で、べにずわいがにについては、相当議論の機が熟してきているので、かなり近い時点で可能性も高いだろうということで、こういう規定をあらかじめ用意しておこうという趣旨でございませぬ。

ただ、ほかのものについて検討もしないとか、そういうことではないわけでありまして、

検討をする、しかも19年度から検討を開始するという事は午前中の別な部会ですけれども、御審議いただいたとおりですし、また、主として5年間を見通した基本計画の中で検討を深めていくという方針には変わりはない。そういう考え方で閣議決定を得ましたら、その方針のもとに物事を進めていきたいというふうに私どもとしては考えています。

○櫻本分科会会長代理 よろしいでしょうか。

○伊藤特別委員 はい。

○櫻本分科会会長代理 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、それでは諮問第119号につきましては、原案どおりでよろしいでしょうか。

また、若干の修正があった場合には、分科会長に一任いただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○櫻本分科会会長代理 ありがとうございます。

それでは、そのように決定いたします。

諮問第120号 漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について

○櫻本分科会会長代理 続きまして諮問第120号、漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について説明をお願いします。

○成子遠洋課長 それでは、まず諮問案を朗読をさせていただきます。

18水管第3825号

平成19年3月8日

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 松岡 利勝

漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について（諮問第120号）

当該漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第1項の規定に基づき公示するとともに、当該公示にかかる許可の有効期間を当該許可の日から平成20年7月31日までと定めたいので、同条第3項、第58条の2第6項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

説明でございますが、遠洋底びきに關します公示につきましては、先ほど御説明しました許可の一斉更新、5年に一度のものと異なりまして、毎年1年間の許可ということでお諮りをしているものでございます。

3ページ目をお開けいただきますと、公示内容の簡単な表がございます。

隻数でございますが、昨年と同様の52隻とさせていただきたいということでございます。

なお、操業期間、申請区域等々の許可の内容については同一でございます。

以上でございます。

○櫻本分科会会長代理 ただいまの説明に対しまして、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

それでは、諮問第120号につきましては、原案どおりということにさせていただきたいと思えます。

諮問第121号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（太平洋の海域）の公示について

○櫻本分科会会長代理 続きまして諮問第121号の漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（太平洋の海域）の公示について説明をお願いいたします。

○成子遠洋課長 諮問文を朗読させていただきます。

18水管第3853号

平成19年3月8日

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 松岡 利勝

漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（太平洋の海域）の公示について（諮問第121号）

太平洋の海域における中型さけ・ます流し網漁業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成19年5月1日から平成20年2月29日までと定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

でございます。

また、3ページ目をお開けいただきたいと存じます。

太平洋のさけ・ますの流し網の隻数でございますが、前年と同じく57隻とさせていただきたいというふうに考えております。

御案内のとおり、ロシア連邦の200海里水域ということでございます。

その関係で、今回、若干変わります点を申し上げさせていただきたいと思っております。4ページ目をお開けをいただきたいと思っております。

今までは御案内のとおり、民間協定でこのさけ・ますにつきましては協議が行われてまいりました。しかしながら、昨年途中から地先沖合協定に基づく協議ということに変更がなされました。したがって、ここの4ページの操業区域のところをごらんいただきますと、日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第1条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する200海里水域という形で明記をさせていただいたところでございます。

大きな変更点は以上でございます。

○櫻本分科会会長代理 ただいまの説明につきまして御意見、御質問をお願いします。

特段ないでしょうか。

それでは、諮問第121号につきましては、原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

○櫻本分科会会長代理　それでは、そのように決定いたします。

諮問第122号　平成19年度の遡河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために
独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関
する計画について

○櫻本分科会会長代理　次に諮問第122号の平成19年度の遡河魚類のうちさけ及びますの
個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関
する計画について説明をお願いします。

○田辺栽培養殖課長　栽培養殖課長でございます。

それでは、資料7でございますけれども、まず諮問文を朗読させていただきたいと思
います。

18水推第1373号

平成19年3月8日

水産政策審議会

会長　小野　征一郎　殿

農林水産大臣　松岡　利勝

平成19年度の遡河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人
水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について（諮問第1
22号）

このことについて、別紙案のとおり定めたいので、水産資源保護法（昭和26年法律第
313号）第20条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

この計画でございますけれども、具体的なものは資料の2ページをお開けいただきたいと思っております。

水産総合研究センターが行っております人工ふ化放流に関する計画でございますけれども、水産資源保護法に基づきまして、個体群の維持のために行うものにつきまして、計画を定めて行うということでございます。

法律におきまして、放流する水系と放流する尾数、これを定めることになっておりまして、それが計画の内容になっているということでございます。

計画につきましては、2ページにお示ししたとおりでございます。さけにつきましては、10水系で1億2,900万尾、からふとますにつきましては、3水系で720万尾、さくらますにつきましては、6水系で270万尾、べにざけにつきましては3水系で15万尾、合わせまして1億3,905万尾ということでございます。

これも18年度と同じ規模で実施をするということでございます。

これが諮問の内容そのものでございますけれども、3ページ以降に参考資料をおつけしてございます。

4ページでございますけれども、さけ・ますのふ化放流につきましては、水産総合研究センターが行いますふ化放流と、民間の団体の増殖目的のふ化放流等も行われておりまして、これも合わせました全体計画がこちらにお示ししたものでございます。全魚種合計の全国計で見ていただきますと、右の下の方になりますけれども、平成19年度につきましては、19億7,000万尾強ということで、平成18年度よりも若干多いという計画になっているところでございます。

あと、5ページ、6ページにつきましては、ふ化放流事業の実績や、県別の回帰率をお示ししてございますけれども、これは詳細にわたりますので、説明の方は割愛させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○櫻本分科会会長代理 何か御意見、御質問ございますでしょうか。

それでは、特段ないようでございますので、諮問第122号につきましては、原案どおりということにさせていただきます。

(報告事項)

第1種特定海洋生物資源の採捕数量について

第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量について

○櫻本分科会会長代理 それでは、次に報告事項に入ります。

第1種特定海洋生物資源の採捕数量について及び第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量について、合わせて説明をお願いいたします。

○國府資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

まず資料8をごらんください。

第1種特定海洋生物資源の採捕数量ということでございまして、いわゆるTAC魚種の採捕数量、18年12月31日までの数量がまとまっておりますので、今回は1月から12月でTAC管理をしております一番上のさんま、まあじ、まいわし、するめいかを中心に御報告申し上げます。

この資料8のまず表紙1ページでございすけれども、いつものように一番上、AがTAC、Bが採捕数量ということで、一番右の欄がTACに対する消化率というふうになっております。

下の括弧書きのところを参考までに前年漁期の数字を載せさせていただきます。いずれもTACの範囲内の漁獲でございました。

なお、まさば、ごまさばにつきまして、下から3段目でございますけれども、昨年の数字、括弧書きが（－）になっておりますけれども、これはまさば、ごまさばについては御存じのとおり、18年から7月～6月で管理した。それまでは1～12月で管理したということで、比較の対象がないということで（－）というふうにさせていただきました。

2ページ目をおめくりください。

これは同じ数字を管理主体ごとに分けたものでございまして、この中で一番上のさんまについてごらんください。

全体の消化率は87%でございましたが、大臣管理分、北太平洋さんま漁業についてでございますけれども、これにつきましては、104%の消化率というふうになっております。

これにつきまして若干オーバーしてございますけれども、この状況は、さんまについては毎日の漁獲状況を見ながら操業の打ち切りを判断しておったわけでございますけれども、昨年につきましては、11月18日に、11月24日までの水揚げで採捕停止というふうな判断をしたわけでございますけれども、昨年は特に漁期末になっても、1日当たりの漁獲量が多かったことから、若干オーバーが生じたということでございます。

次に、上から3段目のまあじについてでございますけれども、全体でTAC消化率は36%、大中まきは52%、数量配分している各都道府県とも100%以内というふうな実績でございました。

それから、上から4段目のまいわしにつきましてでございますけれども、これにつきましても全体で86%、大中まきは77%というふうに、TACの範囲内でございます。

それから、するめいか、下から2段目でございますけれども、これにつきましても消化率が43%、各管理主体ともTACの範囲内というふうな結果でございました。

次に資料9をごらんください。

これは第2種特定海洋生物資源に係る漁獲努力量の御報告でございます、いわゆるTAEの実績でございます。

1ページ目の様式は、先ほどのTACと同じような様式にしておりまして、いずれの魚種もTAEの超過というものは認められないで、可能量の範囲内でおさまっております。

以上でございます。

○櫻本分科会会長代理 それでは、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

ないようです。

それでは、以上で本日、予定しておりました議事については終了いたしました。この機会に何か本日の議題にかかわらず、何でも結構ですので、御意見があれば賜りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに事務局から何かありますでしょうか。

○香川管理課長 事務局からでございますが、次回の資源管理分科会につきましては、具体的に議題が決まっておりますので、後日、個別に御相談をさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○櫻本分科会会長代理 それでは、以上をもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

閉 会